

令和 9 ・ 1 0 年 度

建 設 工 事 競 争 入 札
参 加 資 格 審 査 申 請 の 手 引 き

< 1 1 月 定 期 受 付 用 >

京 都 府 提 出 用



※府外・府内用の手引きを統合しました。

目次

I	はじめに	3
II	申請の手続き	4
1	申請できる者	4
2	申請書の受付期間及び提出先.....	5
3	申請書類の入手方法	6
III	申請書の記入について	6
1	建設工事競争入札参加資格審査申請書①	6
2	建設工事競争入札参加資格審査申請書②	6
IV	提出書類について.....	10
1	提出書類の作成・提出について	10
ア	経営事項審査結果通知書等（写）【提出必須】	10
イ	とび・土工・コンクリート工事の完成工事高内訳書【該当者のみ提出】	10
ウ	とび・土工・コンクリート工事の工事経歴書【該当者のみ提出】	10
エ	消費税及び地方消費税の納税証明書【提出必須】	11
オ	京都府税納税証明書【提出必須】	11
カ	商業登記事項証明書【提出必須（個人事業主は不要）】	12
キ	営業所一覧表【提出必須】	12
ク	技術職員名簿の写し【提出必須】	12
ケ	事業協同組合名簿・官公需適格組合審査対象者名簿及び官公需適格組合証明書の写し【該当者のみ】	13
コ	年間委任状【該当者のみ提出】	13
サ	ISO9001 の認証【加点を希望する場合に提出】	14
シ	ISO14001 又は KES・環境マネジメントシステム・スタンダードの認証【加点を希望する場合に提出】	14
ス	建設機械等保有状況申告書及び貸借対照表の写し【加点を希望する場合に提出】	15
セ	建設機械の運転に係る免許取得者・技能講習修了者名簿及び免許証・技能講習修了証明書の写し【加点を希望する場合に提出】	15
ソ	建設業労働災害防止協会【加点を希望する場合に提出】	16
タ	雇用・社会性関連.....	16
チ	働き方改革関連	18
ツ	資本関係に関する事項等の申告書【提出必須】	19
テ	委任状（代理申請用）【該当者のみ】	20
ト	特殊文字置き換え表（電子申請のみ）【該当者のみ】	20
ナ	受領書【郵送申請の方のみ】	20
2	提出書類の編さん方法など	21
V	その他の注意事項.....	22
1	建設工事競争入札参加資格審査結果の通知.....	22

2	参加資格の有効期間	22
3	申請書記載事項の変更.....	22
4	建設工事競争入札参加資格の承継	23
5	次回の申請時期	24
6	提出書類一覧	25
7	お問い合わせ先	27
8	(別表) 地方公共団体コード一覧表 (抜粋)	28

(別添)

- ・ 労働安全衛生法の資格等一覧
- ・ 労働安全衛生法施行令第 20 条に規定する建設機械の一覧
- ・ 資本関係、人的関係等のある会社の同一入札への参加制限について
- ・ 入札参加資格申請にかかる各種様式の記載例など

I はじめに

京都府（教育庁、警察本部、関係公社等を含む。）の建設工事競争入札に参加するには、毎年11月1日を入札参加資格審査基準日とする建設工事競争入札参加資格審査を受けなければなりません。

京都府では、昭和40年京都府告示第75号のとおり建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請の時期、方法等について告示しています。建設工事競争入札参加資格審査を希望される方は、以下の事項に十分留意の上、申請してください。なお、府外業者にあつては、公契約大綱に基づき、府内企業発注を原則とし、例外的に入札参加を認めていることを理解の上、申請してください。

ただし、令和9年度入札参加資格に引き続き令和10年度入札参加資格を得るためには、審査基準日及び審査結果通知日が令和8年4月1日から令和9年10月31日までにある経営事項審査を受ける必要があります。この経営事項審査の結果を受けていない場合は、令和10年度入札参加資格を得ることができませんので、ご注意ください。

申請にあたっては、この手引きを参照し、「建設工事競争入札参加資格審査申請書」及び必要となる「提出書類」を作成・添付して提出してください。

また、ご不明な点があれば、まずは別途公開しています「よくある質問」をご確認ください。それでも解決しない場合は、以下フォームからお問い合わせください。受付後、メールまたは電話により回答します。

※回答後、必ず回答を保存してください。

【[令和9・10年度京都府建設工事競争入札参加資格審査にかかる質問フォーム\(申請者用\)](#)】



2次元コードからも質問フォームに
アクセスできます。

II 申請の手続き

1 申請できる者

建設工事競争入札参加資格審査を申請できる者は、次のいずれにも該当しない者で、建設工事競争入札参加資格審査申請時に、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 23 に定める経営に関する事項の審査（※）を受けている者でなければなりません。

※ 今回の申請にあたっては、審査を受け、以下の要件に合致する経営事項審査結果通知書を受けていることが必要です。

- ・審査基準日が令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 10 月 31 日までの間にあること。
- ・審査結果通知日が令和 8 年 10 月 31 日までにあること。

(1)建設業法第 3 条の規定による国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けていない者

(2)当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

身分証明書の提出は不要としますが、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者、申請時に破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者である等、虚偽の申請があった場合は、競争入札に参加することはできません。

(3)府税、消費税又は地方消費税を滞納している者

(4)建設工事競争入札参加資格審査申請書を提出するときまでに京都府が発注した建設工事に関係する債務を履行していない者

(5)建設工事競争入札参加資格審査申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

(6)健康保険、厚生年金保険又は雇用保険に加入していない者（適用除外の者を除く。）

2 申請書の受付期間及び提出先

(1) 受付期間及び受付時間

★電子申請

入力項目を見直し、より申請しやすい手続きとしました。電子申請では、申請状況を随時確認できるほか、申請の受付や補正資料の提出を迅速かつ容易に行うことができます。なお、申請にかかる提出書類のうち、電子データで提出された申請書及び添付書類を除くその他の書類は、別途郵送していただく必要があります（詳細は P.25 をご確認ください）。

令和 8 年 11 月 2 日（月） 午前 9 時から

令和 8 年 11 月 24 日（火） 午後 4 時まで （期間中 24 時間受付）

（令和 8 年度建設工事競争入札参加資格者の方は「令和 8 年度建設工事入札参加資格審査結果通知書」に記載されているユーザーID、パスワードをご使用ください。

また、令和 8 年度建設工事競争入札参加資格のない方は、京都府・市町村共同電子申請サービスから、「新規登録」し、利用規約に同意していただいた後に、ID とパスワードを発行してください。）

「令和 9・10 年度建設工事競争入札参加資格審査申請」電子申請サービス

https://apply.e-tumo.jp/pref-kyoto-u/offer/offerList_detail?tempSeq=2945

※電子申請を希望される方は、以下リンク先の「電子申請サービス操作マニュアル」をご参照のうえ申請ください。

https://www.pref.kyoto.jp/shimei/documents/r9-10_denshisinseiservicemanual.pdf

★郵送申請（送付先：府内業者 所管の土木事務所、府外業者 指導検査課）

令和 8 年 11 月 2 日（月） 消印分から

令和 8 年 11 月 24 日（火） 消印分まで

（送付先については、27 ページをご覧ください。）

(2) 注意事項

- ・ 電子申請をされた場合、郵送書類の封筒表面に「電子申請済」と、明記してください。
- ・ 提出部数は 1 部としてください（申請者控えとして 2 部以上ご提出いただいても返却できません）。
- ・ 他業者の書類との合封は御遠慮ください。
- ・ 郵便事故等に関し、京都府は責任を負いかねますので御了承ください。
- ・ 11 月 24 日（火）までに申請がない場合、または補正指示後全ての書類が 11 月末日までに提出されない場合、受付はできません。

3 申請書類の入手方法

申請書類は以下のアドレスからダウンロードできます（販売等はありません。）。

京都府ホームページ (<https://www.pref.kyoto.jp/>)

> 産業・雇用

> 入札情報

> 建設工事等

> 競争入札参加資格（建設工事・測量等業務）

> 令和 9・10 年度建設工事競争入札参加資格審査申請(定期受付)について

III 申請書の記入について

令和 9・10 年度審査申請から、申請書・提出書類を一部見直し・追加しています。

1 建設工事競争入札参加資格審査申請書①

(1) 建設業許可番号

- ・ 大臣知事コード（ハイフン左側）は、2 桁で記入し、国土交通大臣の許可の場合は「00」、京都府知事の許可の場合は「26」、その他の知事の許可の場合はそれぞれの知事コードを記入してください（左側 0 詰めによる二桁表示）。
- ・ 許可番号は、建設業許可を複数回に分けて取得している場合、最も古い年度の数字を記入してください（左側 0 詰めによる六桁表示）。

(2) 本社（店）郵便番号・住所

- ・ 建設業許可上の「主たる営業所」の所在地を記入してください。
- ・ 数字、カタカナ（フリガナの欄を含む）は全角で記入してください。

(3) 商号または名称、代表者役職・氏名

- ・ 数字、カタカナ（フリガナの欄を含む）は全角で記入してください。

2 建設工事競争入札参加資格審査申請書②

(1) 申請情報

（申請担当者）

- ・ 申請担当者の連絡先を記載してください。申請代理人を立てる場合でも記載してください。
- ・ Tel・Fax は、市外局番、局番、番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切って記入してください。
- ・ なお、補正連絡をメール・電話・FAX のいずれの方法でも行えるよう、すべて漏れなく記入してください。

(企業情報)

- ・ 令和8年11月1日現在の総職員数及び資本金額を記入してください。企業分類は、個人事業主の場合は「個人」、「資本金3億円超」かつ「総職員数が300人超」の場合は「大企業」、それ以外は「中小企業」としてください。

※個人の場合…総職員数は建設業に従事する職員と兼業事業に従事する使用人の合計を記入してください。資本金の記載は不要です。

(2) 申請代理人

- ・ 行政書士が申請代理人として代理申請を行う場合は、申請代理人の住所・氏名等を記入してください。また、代理申請人の押印のある委任状の提出が必要です。
- ・ なお、税理士等の資格をお持ちでも、行政書士会への登録をされていない方は、申請代理人になることはできませんのでご注意ください。

(3) 契約権限等委任先情報

- ・ 契約の締結等の権限を建設工事競争入札参加資格審査申請者から支店長等に委任する場合に記入してください。委任しない場合は、記載不要です。
- ・ 委任先の支店等が建設業許可を有していない業種は委任できませんので、留意してください。(例：申請者が土木一式と建築一式の許可を有していても、委任先の支店等が土木一式の許可を有していない場合、委任できるのは建築一式のみ。)
- ・ 別途、京都府指定様式の年間委任状(委任する項目の変更はできません)を提出してください。記入にあたっては受任者欄と年間委任状の記載内容を整合させてください。
- ・ 年度途中での受任者の新規受付はしておりません。委任する場合は必ず受任者を記入してください。

(4) 申請方法

- ・ 審査申請の申請方法について、電子申請・郵送申請の別を回答してください。
- ・ 郵送申請の場合、一部資料の電子データ提供の可否を回答してください。

対象データは以下のとおり

- ✓ 建設工事競争入札参加資格審査申請書
- ✓ タ 雇用・社会性関連 - d) 人権擁護運動の実施
- ✓ ツ 資本関係に関する事項等の申告書

※提出ファイルの拡張子は「.xlsx」とし、ファイル名は京都府提供様式のファイル名の先頭に建設業許可番号を付してください。

例) 26-012345 資本に関する事項等の申告書.xlsx

※タ 雇用・社会性関連 - d) 人権擁護運動の実施は、主観点の加点を希望しない場合は提出不要

※提出書類一覧は、P.25を参照ください。

(5) 客観点審査項目(経営事項審査関連事項)

- ・ 提出書類の「ア 経営事項審査結果通知書等」に記載されている審査基準日と結果通

知日を記入してください。

- ・ 審査基準日が令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 10 月 31 日までではない、または経営事項審査結果通知を令和 8 年 10 月 31 日までに受けていない場合は、今回の参加資格申請はできません。

(6) 主観点審査項目(府外業者は記載不要)

主観点項目 (ISO、KES、建設機械等保有、運転免許取得者・技能講習修了者、建設業労働災害防止協会、雇用・社会性関連及び働き方改革関連) について、「IV 提出書類について」に規定する各項目の要件を満たし、加点対象となる場合、該当箇所に○印又は数字を記入してください。

(7) 入札参加資格審査を希望する業種

(希望業種)

入札参加を希望する業種に○印を記入してください。ただし、希望することができる業種は次の①から③の要件を全て満たしている業種に限ります。

- ① 入札参加資格審査基準日時点で建設業許可を有している業種
 - ② 提出書類の「ア 経営事項審査結果通知書等」において平均完成工事高（2 年又は 3 年）がある業種
 - ③ 委任先を設ける場合は、委任先の支店等が入札参加を希望する業種の建設業許可を有している業種
- ・ 「交通安全施設工事」及び「その他のとび・土工・コンクリート工事」を希望する場合、提出書類「イ とび・土工・コンクリート工事の完成工事高内訳書」及び「ウ とび・土工・コンクリート工事の工事経歴書」を作成の上、提出してください。

※別添様式記載例を参照

- ・ 「塗装工事」を希望する場合、①から③の要件を全て満たしていれば、塗装工事（土木関係）及び塗装工事（建築関係）のいずれか又は両方の入札参加を希望することができます。

(平均完成工事高)

- ・ 「ア 経営事項審査結果通知書等」に記載された「平均完成工事高」を希望業種の欄に記入してください。(単位：千円)
- ・ 「元請完成工事高」を記入しないように注意してください。
- ・ 「交通安全施設工事」、「その他のとび・土工・コンクリート工事」を希望する場合、「イ とび・土工・コンクリート工事の完成工事高内訳書」のそれぞれの完成工事高と一致させてください。
- ・ 塗装工事（土木・建築）の両方を希望する場合、合計を経営事項審査の塗装工事の完成工事高と一致させてください。
- ・ 塗装工事の「土木」「建築」の別は、以下を参考に完工高を算出してください。

「土木」・・・道路の区画線工事、鋼橋・河川用水門・鋼製砂防堰堤等の鋼構造物の塗

装工事 等

「建築」・・・建築物の外壁・内壁等の塗装工事 等

※別添様式記載例を参照

- ・ 平均完成工事高がなし（ゼロ）の業種は、入札参加申請はできません。

IV 提出書類について

1 提出書類の作成・提出について

提出書類の作成等にあたっては以下の点に留意してください。

11月24日（火）までに申請がない場合、または補正指示後全ての書類が11月末日までに提出されない場合、受付はできないので留意してください。

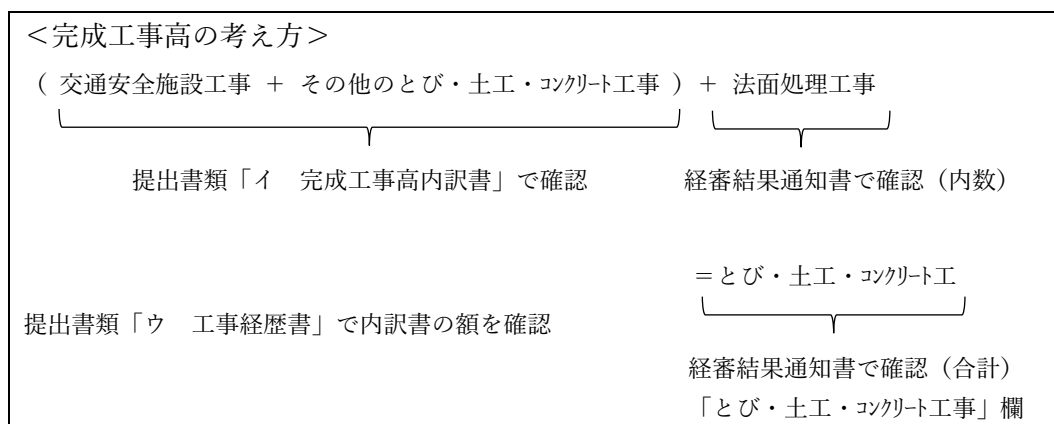
ア 経営事項審査結果通知書等（写）【提出必須】

- ・ 審査基準日(許可番号の下に記載されている日付)が令和7年4月1日から令和8年10月31日までにあるもの。
- ・ 審査結果通知日(通知書の左下に記載されている日付)が令和8年10月31日までにあり、かつ、その時点で最新のもの。
- ・ 原寸大の写しを提出してください。

イ とび・土工・コンクリート工事の完成工事高内訳書【該当者のみ提出】

- ・ 「交通安全施設工事」、「その他のとび・土工・コンクリート工事」のいずれかについて入札参加を希望する場合に提出してください。
- ・ 内訳書の合計と経営事項審査結果通知書の完成工事高が合うようにしてください。

※別添様式記載例を参照



ウ とび・土工・コンクリート工事の工事経歴書【該当者のみ提出】

- ・ 交通安全施設工事、またはその他のとび・土工・コンクリート工事の入札参加を希望する建設工事分のみ作成・提出してください。
 - ・ 工事の種類及び事業年度ごとに、それぞれ個別に作成してください。
- 例)

2年平均完成工事高で、交通安全施設工事及びその他のとび・土工・コンクリート工事の入札参加を希望する場合、工事経歴書は2年×2種＝4枚作成

- ・ 件数が多い場合は、上位10件分を記載して欄外に「その他○件、○円」と記載してください。

- ・ 「ア 経営事項審査結果通知書等」の申請時に提出した経営事項審査申請書（副本）に添付した工事経歴書等から各工事の種類に該当するものを抽出し、記載してください。（別紙参照と記載し、経営事項審査申請書（副本）に添付した工事経歴書を添付していただいても構いません。）
 - ・ 記入する金額は、千円未満の端数を経営事項審査申請と合うように記入してください。
※ 端数処理により「請負代金の額」欄の合計と「合計」欄の金額に生じる千円単位の誤差は構いません。
 - ・ 工事実績がない事業年度については、「工事名」欄に『該当なし』と記入してください。（経歴書の作成・提出は必要）
 - ・ 該当業種の「ウ 工事経歴書」の平均額と、「イ 内訳書」に記載された各業種の完成工事高の額を一致させてください。（千円単位の誤差は構いません。）
（「イ 内訳書」の各業種の完成工事高 = 該当業種の「ウ 工事経歴書」の平均額）
- ※別添様式記載例を参照

エ 消費税及び地方消費税の納税証明書【提出必須】

- ・ 写し可（令和 8 年 8 月 1 日以降に発行されたもの）
- ・ 次のいずれかを提出してください（電子納税証明書の場合は PDF 形式をプリントアウトしたもの。下記以外の書式(書式その 1 など)は不可。）。
 - ① 書式その 3 … 請求税目単位の証明
 - ② 書式その 3 の 2… 申告所得税及び復興特別所得税と消費税及び地方消費税の証明
 - ③ 書式その 3 の 3… 法人税と消費税及び地方消費税の証明
- ・ 免税業者に対しても納税証明書は発行されます。
- ・ 申請者の申告先の税務署で証明書の交付を受けてください。
（納税証明書をオンライン請求することも可能です。
詳細は(https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm)をご覧ください。)
- ・ 証明書に納期限が未到来の未納税額について記載があり、申請書の提出が当該納期限の到来後となる場合は、完納して未納がない状態の納税証明書を取得し、提出してください。

オ 京都府税納税証明書【提出必須】

- ・ 写し不可。令和 8 年 8 月 1 日以降に発行された原本を提出してください。
- ・ 京都府税納税証明書は、「府税納税証明書」及び「府税納税証明書交付請求書」に必要事項（各様式の※印欄）を記入し、主たる営業所の所在地の府税事務所、京都府広域振興局税務課、府税出張所又は京都府庁税務課（府庁 1 号館 5 階）で交付を受けてください。

※ 納税者以外の者が証明書の交付請求を行う場合は、納税者の委任状（指定様式）が必要です。

※ 「京都府税納税証明書」の申請についてはホームページをご覧ください
(<https://www.pref.kyoto.jp/zeimu/>)、不明な点については以下へお問い合わせください。

京都府総務部税務課管理係 (075) 414-4504

- ・ 京都府税の納税義務がない場合

京都府税納税証明書の交付は必要ないため、「京都府税納税証明書」に住所と氏名を記入（押印不要）し、余白部分に『京都府税については、納税義務がありません。』と記入して提出してください。

※ 書面での提出は必須

カ 商業登記事項証明書【提出必須（個人事業主は不要）】

- ・ 写し可（令和 8 年 8 月 1 日以降に発行されたもの。）
- ・ 現在事項全部証明又は履歴事項全部証明どちらでも構いません。
（令和 8 年 8 月 1 日以降に変更が生じている場合は、変更後のものを提出してください。）

キ 営業所一覧表【提出必須】

- ・ 本店、支店及び常時建設工事の請負契約を締結する事業所を全て記入してください。
- ・ 「許可を受けている建設業」の欄には、「建設工事競争入札参加資格審査申請書等」の「建設業の種類」の欄の（ ）内で示された略号を記入してください。
- ・ 法面処理工事、交通安全施設工事、その他のとび・土工・コンクリート工事については、（と）と記入してください。
- ・ 主たる営業所は、建設業許可上の主たる営業所を記入してください。
- ・ 必要事項が記載されていれば、他の様式（例：建設業許可申請書の別表など）で代えることができます。

ク 技術職員名簿の写し【提出必須】

- ・ 「ア 経営事項審査結果通知書等」の申請時に提出した経営事項審査申請書（副本）に添付した技術職員名簿の写しを提出してください。
- ・ 経営事項審査の審査基準日以降、入札参加資格審査基準日（令和 8 年 11 月 1 日）までの間に、技術職員の退職や新規採用等、変更が生じた場合は、適宜名簿を修正してください（退職者は二重線で削除、新規採用者は余白欄に加筆する、など）。技術職員を追加した場合、追加したことが分かるよう記載してください。
- ・ 技術職員を追加した場合は、追加した技術職員の資格者証等の写しを併せて提出してください。職員の追加がない場合、提出は不要です。

また、追加した技術職員の常勤雇用を確認する書類として、以下の書面のいずれかを提出してください。職員の追加がない場合、提出は不要です。

【常勤雇用の確認書類】

① 入札参加資格審査基準日を含む直近の健康保険・厚生年金保険「被保険者標準報酬決定通知書」の写し

※上記は、原則「令和8年9月定時決定分（適用年月：令和8年9月）」を指します。

電子申請により取得している場合は、「被保険者標準報酬決定通知書」と併せて、電子申請の処理が完了した際に日本年金機構から送付される「日本年金機構からのお知らせ」の写しを提出してください。

個人情報保護の観点から、被保険者整理番号をマスキング（黒塗り）してください。

② 事業所名が記載された「雇用保険被保険者証」の写し又は「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」の写し（事業所名の記載のあるもの）

※「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」の写し（事業所名の記載のあるもの）については、事業主通知用又は被保険者通知用のいずれでも可

③ 「雇用証明書」又は「常勤役員証明書」の写し

様式等については、京都府ホームページの「経営事項審査」のページからダウンロードしてください。

<https://www.pref.kyoto.jp/kensetugyo/kensetugyoukyoka/keieizikousinsa02.html>

※ 以降の「セ 建設機械の運転に係る免許取得者・技能講習修了者」「タ 不当要求防止責任者講習修了書」「タ 人権擁護運動の実施」における常勤性の確認方法も同じです。

ケ 事業協同組合名簿・官公需適格組合審査対象者名簿及び官公需適格組合証明書の写し【該当者のみ】

- ・ 事業協同組合については、①事業協同組合名簿を提出してください。
- ・ 官公需適格組合の証明を受けている場合で、「事業協同組合に係る総合点数の算定に関する特例」の適用を希望する場合は、①に併せて②官公需適格組合審査対象者名簿及び官公需適格組合証明書の写しを提出してください。
- ・ 各様式に記載している注意事項を確認の上、必要事項を記入してください。

コ 年間委任状【該当者のみ提出】

- ・ 契約の締結等の権限を、支店長等に委任する場合に提出してください。
- ・ 京都府の指定様式により提出してください。（指定様式以外は不可）
- ・ 委任期間は、令和9年4月1日から令和11年3月31日までとしてください。
- ・ 委任者、受任者（支店長等）の押印について
法人の場合…「社名入り代表者印」又は「社印+社名のない代表者印」を押印
※使用する印鑑は、実印以外（契約印）で可
※社印がなく、「社名のない代表者印」のみを押印する場合のみ、実印を押印し、その印鑑証明書を添付（写し可。令和8年8月1日以降に発行されたもの。）

個人の場合…「代表者印」を押印（印鑑証明書の提出は不要）

- ・ 委任先の支店等が建設業許可を有していない業種は委任できませんので、留意してください。
- ・ 委任する場合は以下の 7 項目を全て委任することとし、項目の加除はできません。
 - 1 工事の入札に関する権限
 - 2 契約の締結及びその変更解除に関する権限
 - 3 入札保証金の納付及び受領に関する権限
 - 4 契約保証金の納付及び受領に関する権限
 - 5 前払金、部分払代金、その他請負代金の請求及び受領に関する権限
 - 6 工事の入札に関して復代理人を選任する権限
 - 7 共同企業体に関する権限

サ ISO9001 の認証【加点を希望する場合に提出】

以下の要件を満たし、主観点の加点を希望する場合は、登録証等の写しを提出してください。

- ・ 登録証の直近の登録日が令和 8 年 10 月 31 日以前、かつ、有効期限が令和 8 年 11 月 1 日以降であること。
- ・ 本社及び京都府との契約の締結等の権限を委任している支店等並びに委任先支店等を統括する立場の営業所が全て認証を受けていること。
- ・ 登録証（付属書含む）等で上記の認証範囲が判別できない場合は、登録機関が発行する証明書等を併せて提出してください。
- ・ 登録を受けた時点から、支店名や住所などが変更されている場合は、変更されたことがわかる書類を提出してください。

シ ISO14001 又は KES・環境マネジメントシステム・スタンダードの認証【加点を希望する場合に提出】

以下の要件を満たし、主観点の加点を希望する場合は、登録証等(KES はステップ 1 又はステップ 2)の写しを提出してください。

- ・ 登録証の直近の登録日が令和 8 年 10 月 31 日以前、かつ、有効期限が令和 8 年 11 月 1 日以降であること。
- ・ 本社及び京都府との契約の締結等の権限を委任している支店等並びに委任先支店等を統括する立場の営業所が全て認証を受けていること。
- ・ 登録証（付属書含む）等で上記の認証範囲が判別できない場合は、登録機関が発行する証明書等を併せて提出してください。
- ・ ISO14001 と KES 双方の認証を受けている場合、加点は ISO14001 に対してのみとなるため、KES の登録証は提出不要です。
- ・ 登録を受けた時点から、支店名や住所などが変更されている場合は、変更されたことがわかる書類を提出してください。

ス 建設機械等保有状況申告書及び貸借対照表の写し【加点を希望する場合に提出】

- ・ 土木一式工事・建築一式工事・電気工事・管工事・舗装工事・造園工事の6業種のいずれかを申請する場合のみ提出してください。
- ・ 建設機械等保有状況申告書及び「ア 経営事項審査結果通知書等」に対応する貸借対照表（一式）の写し（固定資産の「機械・運搬具」の残存価値確認のため。）を提出してください。
- ・ 「ア 経営事項審査結果通知書等」に対応する貸借対照表により判断するため、経営事項審査の機械保有状況及び機械の保有台数とは関係しませんので、保有していても、年月が経過し、現存価値が「0」の場合は加点されません。
- ・ 建設業許可番号を必ず記入してください。※6 ページ参照
記載例：京都府知事許可の場合「26-〇〇〇〇〇〇(6 桁)」
国土交通大臣許可の場合「00-△△△△△△(6 桁)」

セ 建設機械の運転に係る免許取得者・技能講習修了者名簿及び免許証・技能講習修了証明書の写し【加点を希望する場合に提出】

- ・ 土木一式工事・建築一式工事・電気工事・管工事・舗装工事・造園工事の6業種のいずれかを申請する場合のみ提出してください。
- ・ 労働安全衛生法施行令第20条に規定する建設機械に係る免許取得者・技能講習修了者名簿を作成し、その名簿に記載された者の「免許証」及び「技能講習修了証」の写しを提出してください。
- ・ 免許を取得し、技能講習も修了している方は、免許取得者にのみ記入してください。資格を重複して持っている場合は、そのうち1つの「免許証」又は「技能講習修了証」の写しを提出してください。
- ・ 名簿に記載できる者は、令和8年11月1日時点で常勤雇用されている者に限ります（確認方法は、「ク 技術職員名簿の写し」の経審後に追加した技術職員の場合と同じです。ただし、名簿に記載された者が代表者である場合、又は、「ク 技術職員名簿」に記載されている場合は、確認不要です。）。
- ・ 対象となる資格については、別添資料「労働安全衛生法の資格等一覧」を参考にしてください。

(注1) ①労働安全衛生規則第36条に規定する「特別教育修了者」は該当しません。

②1 級・2 級建設機械施工技士の資格者も対象者となります。技能講習修了証が無い場合は、合格証明書の写しを提出してください。

③クレーンに係る技能講習修了者は技能講習修了者の「移動式クレーン」欄に記載してください。

④特例講習などのうち、現行の技能講習に引き継がれたものも対象となります。現行の技能講習に引き継がれているかは、技能講習を受けた機関に確認してください。

(注2) 建設業許可番号を必ず記入してください。(記載方法は「ス 建設機械等保有状況
申告書」に同じ) ※6 ページ参照

ソ 建設業労働災害防止協会【加点を希望する場合に提出】

- ・ 主観点の加点を希望する場合は、建設業労働災害防止協会京都府支部が発行する会員証明書の写し(令和8年8月1日以降に発行されたもの)を提出してください。
- ・ 他の都道府県支部が発行する会員証明書は加点対象とはなりません。
- ・ 組合等による団体加入の場合、各構成員には加点しません。(当該団体にのみ加点)

タ 雇用・社会性関連

a) 障害者の雇用【加点を希望する場合に提出】

以下の要件を満たし、主観点の加点を希望する場合は、申告書等を提出してください。

- ・ 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に基づき、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況を報告する義務がない場合、障害者を常時雇用している場合は、①障害者雇用状況申告書を提出してください。
- ・ 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に基づき、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況を報告する義務がある場合、①障害者雇用状況申告書と公共職業安定所の受付印のある②障害者雇用状況報告書の写しを提出してください。

※公共職業安定所への報告を電子申請で行っている場合は、②に代えて到達確認画面の写しを添付してください。

- ・ 障害者雇用をグループ会社で達成している場合は、特例子会社、企業グループ算定特例を対象とします。
- ・ 法定雇用率を達成していない(②の雇用状況報告書において1人以上の不足がある)場合は加点対象とならないため、①②の書面提出は不要です。
- ・ 加点を希望しない場合又は不足が「1.0人以上」の場合は提出不要です。

※別添様式記載例を参照

b) 不当要求防止責任者講習【加点を希望する場合に提出】

- ・ 主観点の加点を希望する場合は、京都府公安委員会が発行し、かつ講習年月日が令和4年4月1日から令和8年10月31日までの受講修了書の写しを提出してください。
- ・ 他の都道府県公安委員会が発行する受講修了書は加点対象とはなりません。
- ・ 令和8年11月1日時点において、講習受講者(不当要求防止責任者)が常勤雇用されていることを確認するため、確認書面を提出してください(確認方法は、「ク 技術職員名簿の写し」の経審後に追加した技術職員の場合と同じです。ただし、名簿に記載された者が代表者である場合、又は、「ク 技術職員名簿」に記載されている場合は確認不要です。)
- ・ 受講修了書を紛失した場合は、再度受講いただく必要がありますのでご注意ください。
- ・ 「不当要求防止責任者講習」については、(公財)京都府暴力追放運動推進センターの

ホームページ (<https://www.kyoto-boutsui.com/>) を確認してください。

- ・ 受講した者が転職した場合などの有効性については、府警本部へ確認してください。
- ・ 不当要求防止責任者講習は講習会ごとに人数制限があり、希望者が多いと受講できないことがありますので、早めに申込み、受講してください。

c) 保護観察対象者等雇用【加点を希望する場合に提出】

- ・ 主観点の加点を希望する場合は、京都保護観察所が発行する保護観察対象者等雇用に関する証明書の写し(発行日が令和8年11月1日以降のもの)を提出してください。
- ・ 他都道府県の保護観察所が発行する証明書は加点対象になりません。
- ・ 証明書の主な発行要件は以下のとおりです。
 - ✓ 令和8年10月31日(以下「基準日」という。)時点で京都保護観察所に協力雇用主登録がしてあること。
 - ✓ 同一の保護観察対象者等との直接的かつ恒常的な雇用関係が基準日時点で3ヶ月以上継続し、令和8年11月1日時点においても雇用が継続していること。
- ・ 協力雇用主の登録及び保護観察対象者等雇用に関する証明書の発行に係る詳細は、京都保護観察所 (Tel:075-441-5141)へお問い合わせください。

d) 人権擁護運動の実施【加点を希望する場合に提出】

- ・ 主観点の加点を希望する場合は、人権擁護運動の取組状況申告書(府様式)を提出してください。
- ・ 受講実績は、審査基準日の前日の1年前の日以降に京都府建設交通部が開催した建設業者を対象にした人権研修を対象とします。
- ・ 特例措置として、取組状況申告書において、令和8年度「建設業者人権啓発研修」・「京都府建設業構造改善・育成研修」を受講する意向を示し、受講した(オンデマンド形式で受講した場合は2月末日までに受講)場合、受講実績と認めるものとします。
- ・ 企業内人権啓発推進員を新たに選任する場合、入札参加資格審査申請に合わせて「企業内人権啓発推進員選任報告書(京都府入札参加資格申請用)」を提出することで、選任したものとみなします。
- ・ 令和8年11月1日時点において、講習受講者が常勤雇用されていることを確認するため、確認書面を提出してください(確認方法は、「ク 技術職員名簿の写し」の経審後に追加した技術職員の場合と同じです。ただし、名簿に記載された者が代表者である場合、又は、「ク 技術職員名簿」に記載されている場合は確認不要です。)

【参考 Web サイト】

https://jsite.mhlw.go.jp/kyoto-roudoukyoku/riyousha_mokuteki_menu/jigyounushi/jigyo/st_150306.html

厚生労働省京都労働局 HP：企業内人権啓発推進員制度について

※企業内人権啓発推進員制度についてのお問い合わせ先は、以下のとおりです。

京都労働局 職業安定部 職業対策課

チ 働き方改革関連

次の a) ～ d) のうち、各制度の認定・認証を受けているものについて申請できます。主観点の加点を希望する場合は、所定の書類を提出してください。

a) えるぼし認定

- ・ 令和 8 年 11 月 1 日時点で女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 9 条の規定による有効な認定を受けている場合、「基準適合一般事業主認定通知書」の写しを提出してください。
- ・ 対象の認証は「プラチナえるぼし」、「えるぼし（1～3 段階目）」（それぞれプラス認定を含む）とします。

【参考 Web サイト】

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

厚生労働省 HP：女性活躍推進法特集ページ

b) くるみん認定

- ・ 令和 8 年 11 月 1 日時点で次世代育成支援対策推進法第 13 条の規定による有効な認定を受けている場合、「基準適合一般事業主認定通知書」の写しを提出してください。
- ・ 対象の認証は、「プラチナくるみん認定」、「くるみん認定」、「トライくるみん認定」とします。

【参考 Web サイト】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11367.html

厚生労働省 HP：次世代育成支援対策推進法

c) ユースエール認定

- ・ 令和 8 年 11 月 1 日時点で青少年の雇用の促進等に関する法律第 15 条の規定による有効な認定を受けている場合、「基準適合事業主認定通知書」の写しを提出してください。

【参考 Web サイト】

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000100266.html>

厚生労働省 HP：ユースエール認定制度

d) 「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス認証

- ・ 令和 8 年 11 月 1 日時点で「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス認証企業の有効な認証を有している場合、認証書の写し又は認証通知書の写しを提出してください

【参考 Web サイト】

<https://www.pref.kyoto.jp/wlbsuisin/index.html>

京都府 HP：「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度

ツ 資本関係に関する事項等の申告書【提出必須】

- ・ 写し不可。該当の有無にかかわらず、申告書の提出が必要です。
令和8年11月1日時点の資本関係・人的関係について記入してください。
- ・ 「1 資本関係に関する事項－(1)」欄
ア(該当あり)、イ(該当なし)のうち、当てはまるものを回答欄に入力してください。
ア(該当あり)以外の記入または記入がない場合は、イ(該当なし)とみなします。
- ・ 「1 資本関係に関する事項－(2)ア 親会社等」欄
親会社等が建設業許可を有していない場合も記入してください。(この場合、建設業許可番号欄は「なし」と記入してください。役員等の方が、個人としてその総株主の議決権の過半数を有する場合等も対象となります。)
また、京都府入札参加資格を有していない場合や持株会社についても記入してください。
- ・ 「1 資本関係に関する事項－(2)イ 自社子会社等」欄及び
「1 資本関係に関する事項－(2)ウ 資本関係会社」欄
該当会社が建設業許可を有する場合のみ、記入してください。(京都府入札参加資格を有していなくても記入すること。)
- ・ 「2 役員等の兼任に関する事項－(1)」欄
ア(該当あり)、イ(該当なし)のうち、当てはまるものを回答欄に入力してください。
ア(該当あり)以外の記入又は記入がない場合は、イ(該当なし)とみなします。
- ・ 「2 役員等の兼任に関する事項－(2)」欄
役員が兼任先が建設業許可を有する場合(京都府の入札参加資格を有していない場合も含む)のみ、記入してください。なお、「役員」とは、以下の①～⑤のいずれかに該当する場合です。
 - ①株式会社の取締役(ただし、次に掲げる者を除く。)
 - i 監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - ii 指名委員会等設置会社における取締役
 - iii 社外取締役
 - iv 定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - ②指名委員会等設置会社の執行役
 - ③持分会社の社員(定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)
 - ④組合の理事
 - ⑤その他業務を執行する者であって、①から④までに掲げる者に準ずる者
- ・ 関連会社が多く、資本関係に関する事項又は役員等の兼任に関する事項の記入欄が不足する場合、不足分については別紙「資本関係に関する事項等の申告書(補足分)」に記入すること。
- ・ 同一入札への参加に制限については、別添資料「資本関係、人的関係等のある会社の

同一入札への参加制限について」を参照ください。

※建設業許可番号は、「許可行政庁番号（二桁）、-（ハイフン）、許可番号（6桁）」で記載してください。

例）京都府知事許可 「26-123456」

国土交通大臣許可 「00-123456」

テ 委任状（代理申請用）【該当者のみ】

- ・ 今回の申請書作成・提出等の手続を行政書士に委任される方は、「委任状（代理申請用）」に所定事項を記載し、行政書士印を押印のうえ提出してください。
- ・ 委任期間については、令和8年11月1日から令和8年11月30日までとしてください。なお、京都府指定様式以外は受け付けられません。

ト 特殊文字置き換え表（電子申請のみ）【該当者のみ】

- ・ 商号又は名称及び住所地の漢字について、外字・俗字等のコンピュータで対応できない場合には、コンピュータの対応漢字に置き換えなければなりませんが、その場合には、置き換えた内容が分かるように、「特殊文字置き換え表」を提出してください。

ナ 受領書【郵送申請の方のみ】

- ・ 資格審査の完了後、府の受付印を押印して返却しますので、必要事項を記載し、必ず提出してください。
- ・ 受領書をお送りするため、切手を貼付した返送用封筒を提出してください。（令和6年10月1日（火）から郵便料金に変更されていますのでご注意ください。）
- ・ 電子申請の方には、受領書を交付いたしません（電子申請サービス上で審査状況を確認可能なため）。受領書、返送用封筒を誤って添付しないよう、ご注意ください。

2 提出書類の編さん方法など

① 提出書類は全てA4で作成してください。

② 編てつ方法

「建設工事競争入札参加資格審査申請書」と上記「IV 提出書類」のアからクを順に並べ、縦の左側をホッチキスでとめて提出してください（クリップ、ダブルクリップ、ガチャック等は使用しないでください。）。

提出書類が厚くなる場合は、紐綴じにより提出してください。

上記「IV 提出書類」のケの提出書類は、それぞれ A4 縦の左端をホッチキスでとめて提出してください（クリップ、ダブルクリップ、ガチャック等は使用しないでください。）。

上記「IV 提出書類」のコからナは、綴じずに提出してください。

③ 申請書類等の記載事項を証明する資料の提出について

その他、申請書類等の記載事項について審査に必要なときは、その記載事項を証明できる資料等の追加提出を求めることがあります。（昭和40年京都府告示第75号第6条）

11月24日（火）までに申請がない場合、または補正指示後全ての書類が11月末日までに提出されない場合、受付はできないため、令和9年度の入札参加資格を得ることができません。ご注意ください。

V その他の注意事項

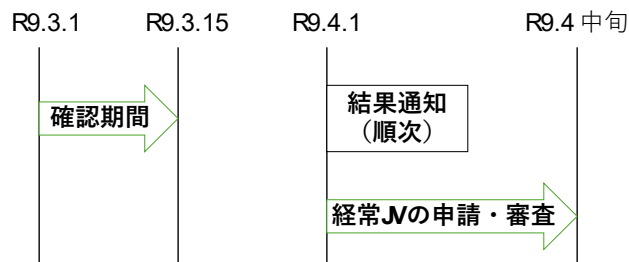
1 建設工事競争入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、建設工事競争入札参加資格審査結果通知書により、各申請者あて通知します。

今回の受付に係る結果通知は、令和9年4月1日以降に行いますが、府内業者については、3月上旬頃、事前に通知を行う予定です。総合点及び等級等を、令和9年3月15日までにご確認いただき、間違い等ありましたら指導検査課までご連絡ください。

【連絡窓口】	
京都府建設交通部指導検査課	
電話 075-414-5228	
メール	shido@pref.kyoto.lg.jp

なお、令和9年度経常建設共同企業体の建設工事競争入札参加資格審査申請については、令和9年4月1日から受付開始とする予定です。



2 参加資格の有効期間

令和9年度の建設工事競争入札参加資格の有効期間は、資格審査結果を通知した翌日から令和10年3月末日までです。ただし、引き続き審査基準日及び審査結果通知日が令和8年4月1日から令和9年10月31日までにある経営事項審査を受けた場合は、令和10年度の資格審査の結果を通知した日まで有効です。

3 申請書記載事項の変更

下表の事項に変更があった場合は、速やかに所管の土木事務所まで「建設工事競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。書類は所管の土木事務所へ1部、控えが必要な場合は2部提出してください。

建設業許可の変更届とは別に届出が必要なので、必ず手続きを行ってください。

変更届の様式は、京都府ホームページ (<https://www.pref.kyoto.jp/>) の『産業・雇用 > 入札情報 > 建設工事等 > 競争入札参加資格(建設工事・測量等業務) > 申請内容の変更(建設工事)』から入手してください。

変更事項	添付書類	
	個人	法人
商号又は名称 主たる営業所の所在地 法人の資本金額、出資総額	必要なし	商業登記事項証明書の写し
代表者		商業登記事項証明書の写し 年間委任状（府指定様式。年間委任状提出者のみ）
建設業許可番号 又は許可業種	許可通知書の写し 又は許可証明書の写し	許可通知書の写し 又は許可証明書の写し
受任者 （年間委任状提出者のみ）		年間委任状（府指定様式）
電話番号	必要なし	必要なし
親子会社関係及び役員等の兼任 に関する事項	資本関係に関する事項等の 申告書（府指定様式）	資本関係に関する事項等の申 告書（府指定様式）
廃業 （一部の業種の廃業を含む）	建設業許可の廃業届 （写し）	建設業許可の廃業届（写し）

※年間委任状を提出している場合、その記載事項に変更が生じた場合は、変更後の委任状を再提出してください。

※行政書士の方が代理して届出を行われる場合、委任状（代理申請用）を添付してください。

※添付書類の作成にあたっては、原則「IV 提出書類について」を準用ください。

4 建設工事競争入札参加資格の承継

建設工事競争入札参加資格を持つ者が、次のような場合に該当し、その資格の承継を希望する場合は、速やかに所管の土木事務所へ「建設工事競争入札参加資格承継申請書」を提出してください。

【事 例】

- ・ 建設業者が死亡したとき
- ・ 建設業者が老齢又は疾病のために建設業に従事できなくなったとき
- ・ 個人、または協同組合が法人を設立したとき
- ・ 法人又は個人が合併したとき
- ・ 法人又は個人が建設業の営業を譲渡したとき
- ・ 法人が建設業の営業を新設又は吸収分割したとき

※申請がない場合は、有している入札参加資格がなくなるので、留意してください。

※添付書類等の詳細は、所管の土木事務所又は指導検査課へお問い合わせください。

※府内業者で、引き続き 10 年以上建設業法第 3 条の規定による許可を受けており、かつ、引き続き 5 年以上有資格者であるものが、合併等をする場合においては、特例措置を申請することができますので、該当する場合は、所管の土木事務所又は指導検査課へご相談

ください。2年度目以降も特例措置を受ける場合は、府内建設業者の合併等に関する特例措置第7条の規定による申請が必要です。

【参考】 <https://www.pref.kyoto.jp/shimei/documents/gappeitokurei.pdf>

5 次回の申請時期

次回の令和11・12年度建設工事競争入札参加資格審査申請の定期受付は、令和10年11月を予定しています。

詳細については、決定次第、京都府ホームページ (<https://www.pref.kyoto.jp/>)に掲載する予定です。

6 提出書類一覧

- ・ 府外業者は、サからチの書類（主観点の加点に関するもの）を提出する必要はありません。

- ・ 申請する前に、提出書類がそろっているかどうかを、下表を参照して確認してください。必ず 21 ページの編さん方法を確認したうえで申請してください。

※電子申請をされた場合、郵送書類の封筒表面に「電子申請済」と、明記してください。

※提出部数は 1 部としてください（申請者控えとして 2 部以上ご提出いただいても返却できません）。

順番	必須	該当	提出書類	頁
1	○		建設工事競争入札参加資格審査申請書①②	6
2	○		ア 経営事項審査結果通知書等の写し（原寸大）	10
3		●	イ とび・土工・コンクリート工事の完成工事高内訳書	10
4		●	ウ とび・土工・コンクリート工事の工事経歴書	10
5	○		エ 消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可）	11
6	○		オ 京都府税納税証明書（原本）	11
7	○		カ（法人の場合）商業登記事項証明書（写し可）	12
8	○		キ 営業所一覧表	12
9	○		ク 技術職員名簿の写し	12
10		●	ケ ①事業協同組合員名簿 ②官公需適格組合審査対象者名簿及び官公需適格組合証明書の写し	13
11		●	コ 年間委任状（府の指定様式）、印鑑証明※ ※「社名のない代表者印」のみ押印する場合は提出	13
12		●	サ・シ ISO又はKES登録証の写し <u>注：提出要件をもう一度確認してください。</u>	14
13		●	ス 建設機械等保有状況申告書及び貸借対照表の写し	15
14		●	セ 建設機械の運転に係る免許取得者・技能講習修了者名簿 建設機械の運転に係る免許証・技能講習修了証の写し	16
15		●	ソ 建設業労働災害防止協会京都府支部発行の会員証明書の写し	16
16		●	タ 雇用・社会性関連	16
			a) 障害者の雇用 ①障害者雇用状況申告書 ②公共職業安定所長に対して障害者雇用状況報告書を提出した者は、 <u>障害者雇用状況報告書の写しを併せて提出</u>	16
			b) 不当要求防止責任者講習 不当要求防止責任者講習に関する京都府公安委員会発行の受講修了書の写し	16
			c) 保護観察対象者等雇用 保護観察対象者等雇用に関する証明書（写し可）	17
			d) 人権擁護運動の実施 ①人権擁護運動の取組状況申告書 ②企業内人権啓発推進員選任報告書※ ※企業内人権啓発推進員を新たに選任する場合、所定の様式により提出	17

順番	必須	該当	提出書類	頁
17		●	チ 働き方改革関連 a) えるぼし認定 「基準適合一般事業主認定通知書」の写し b) くるみん認定 「基準適合一般事業主認定通知書」の写し c) ユースエール認定 「基準適合事業主認定通知書」の写し d) 「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス認証	18 18 18 18
18	○		ツ 資本関係に関する事項等の申告書	19
19		●	テ 委任状（代理申請用）	20
20		●	ト 特殊文字置き換え表（電子申請のみ）	20
21		●	ナ 受領書（郵送申請のみ） 切手を貼付した返送用封筒（郵送申請のみ）	20

- ・ 電子申請の場合、申請の際に添付いただく以下の提出書類以外の提出書類は、**紙媒体の書類の提出が必要です。**
- ・ **郵送申請の場合、以下の提出書類は、審査が完了した確定版を、メールにより提出してください。**

提出ファイルの拡張子は「.xlsx」

ファイル名は各様式のファイル名の先頭に建設業許可番号を付してください。

例) 26-012345 資本に関する事項等の申告書.xlsx

提出書類	電子申請	郵送申請
・ 建設工事競争入札参加資格審査申請書①② ・ 人権擁護運動の取組状況申告書 ・ 企業内人権啓発推進員選任変更報告書 ・ 資本関係に関する事項等の申告書	電子データ	紙+電子データ※を提出 ※電子データを提供可能と回答した申請者は、審査完了後の確定版をメールにより提出してください。

【郵送申請の場合の電子データ提出先】

京都府建設交通部指導検査課

電話 075-414-5228

メール shido@pref.kyoto.lg.jp

7 お問い合わせ先

申請全般に関することは、原則、以下のフォームからお問い合わせください。これによりがたい場合に限り、下表から、所管の土木事務所あてお問い合わせください。また、別途公開しております「よくある質問」をご確認いただいた上でお問い合わせいただきますようお願いいたします。

○お問い合わせフォーム

【[令和9・10年度京都府建設工事競争入札参加資格審査にかかる質問フォーム\(申請者用\)](#)】



2次元コードからも質問フォームにアクセスできます。

事務所名	所在地	所管区域
京都土木事務所	京都市左京区賀茂今井町10-4 電話 075-701-0169	京都市（乙訓土木事務所管内に含まれる区域は除く。）
乙訓土木事務所	向日市上植野町馬立8 電話 075-931-2155	向日市、長岡京市、乙訓郡、京都市西京区の一部（大枝、大原野）
山城北土木事務所	京田辺市田辺明田1 電話 0774-62-0047	宇治市、城陽市、久世郡、八幡市、京田辺市、綴喜郡
山城南土木事務所	木津川市木津上戸18-1 電話 0774-72-1151	木津川市、相楽郡
南丹土木事務所	南丹市園部町小山東町藤ノ木21 電話 0771-62-0025	亀岡市、南丹市、船井郡
中丹東土木事務所	綾部市川糸町丁畠10-2 電話 0773-42-1020	綾部市、舞鶴市
中丹西土木事務所	福知山市篠尾新町1-91 電話 0773-22-5115	福知山市
丹後土木事務所	宮津市字古原2586-2 電話 0772-22-3244	宮津市、京丹後市、与謝郡
建設交通部 指導検査課	京都市上京区下立売通新町西入 電話 075-414-5228	

8 大臣・知事コード一覧表

0 0	国土交通大臣	1 2	千葉県知事	2 4	三重県知事	3 6	徳島県知事
0 1	北海道知事	1 3	東京都知事	2 5	滋賀県知事	3 7	香川県知事
0 2	青森県知事	1 4	神奈川県知事	2 6	京都府知事	3 8	愛媛県知事
0 3	岩手県知事	1 5	新潟県知事	2 7	大阪府知事	3 9	高知県知事
0 4	宮城県知事	1 6	富山県知事	2 8	兵庫県知事	4 0	福岡県知事
0 5	秋田県知事	1 7	石川県知事	2 9	奈良県知事	4 1	佐賀県知事
0 6	山形県知事	1 8	福井県知事	3 0	和歌山県知事	4 2	長崎県知事
0 7	福島県知事	1 9	山梨県知事	3 1	鳥取県知事	4 3	熊本県知事
0 8	茨城県知事	2 0	長野県知事	3 2	島根県知事	4 4	大分県知事
0 9	栃木県知事	2 1	岐阜県知事	3 3	岡山県知事	4 5	宮崎県知事
1 0	群馬県知事	2 2	静岡県知事	3 4	広島県知事	4 6	鹿児島県知事
1 1	埼玉県知事	2 3	愛知県知事	3 5	山口県知事	4 7	沖縄県知事

9 (別表) 地方公共団体コード一覧表 (抜粋)

京都府	大阪府		兵庫県
26101 京都市北区	27102 大阪市都島区	27202 岸和田市	28101 神戸市東灘区
26102 京都市上京区	27103 大阪市福島区	27203 豊中市	28102 神戸市灘区
26103 京都市左京区	27104 大阪市此花区	27204 池田市	28105 神戸市兵庫区
26104 京都市中京区	27106 大阪市西区	27205 吹田市	28106 神戸市長田区
26105 京都市東山区	27107 大阪市港区	27206 泉大津市	28107 神戸市須磨区
26106 京都市下京区	27108 大阪市大正区	27207 高槻市	28108 神戸市垂水区
26107 京都市南区	27109 大阪市天王寺区	27208 貝塚市	28109 神戸市北区
26108 京都市右京区	27111 大阪市浪速区	27209 守口市	28110 神戸市中央区
26109 京都市伏見区	27113 大阪市西淀川区	27210 枚方市	28111 神戸市西区
26110 京都市山科区	27114 大阪市東淀川区	27211 茨木市	28201 姫路市
26111 京都市西京区	27115 大阪市東成区	27212 八尾市	28202 尼崎市
26199 "	27116 大阪市生野区	27213 泉佐野市	28203 明石市
(大枝・大原野)	27117 大阪市旭区	27214 富田林市	28204 西宮市
26201 福知山市	27118 大阪市城東区	27215 寝屋川市	28205 洲本市
26202 舞鶴市	27119 大阪市阿倍野区	27216 河内長野市	28206 芦屋市
26203 綾部市	27120 大阪市住吉区	27217 松原市	28207 伊丹市
26204 宇治市	27121 大阪市東住吉区	27218 大東市	28208 相生市
26205 宮津市	27122 大阪市西成区	27219 和泉市	28209 豊岡市
26206 亀岡市	27123 大阪市淀川区	27220 箕面市	28210 加古川市
26207 城陽市	27124 大阪市鶴見区	27221 柏原市	28212 赤穂市
26208 向日市	27125 大阪市住之江区	27222 羽曳野市	28213 西脇市
26209 長岡京市	27126 大阪市平野区	27223 門真市	28214 宝塚市
26210 八幡市	27127 大阪市北区	27224 摂津市	28215 三木市
26211 京田辺市	27128 大阪市中央区	27225 高石市	28216 高砂市
26212 京丹後市	27141 堺市堺区	27226 藤井寺市	28217 川西市
26213 南丹市	27142 堺市中区	27227 東大阪市	28218 小野市
26214 木津川市	27143 堺市東区	27228 泉南市	28219 三田市
26303 大山崎町	27144 堺市西区	27229 四条畷市	28220 加西市
26322 久御山町	27145 堺市南区	27230 交野市	28221 篠山市
26343 井手町	27146 堺市北区	27231 大阪狭山市	28222 養父市
26344 宇治田原町	27147 堺市美原区	27232 阪南市	28223 丹波市
26364 笠置町			28224 南あわじ市
26365 和束町			28225 朝来市
26366 精華町			28226 淡路市
26367 南山城村			28227 宍粟市
26407 京丹波町			28228 加東市
26463 伊根町			28229 たつの市
26465 与謝野町			